

# 一般社団法人 日本旅館協会

## 会員資格基準規程

平成24年10月1日制定

平成28年3月14日改正

令和元年6月11日改正

### 第1章 会員資格

第1条 会員である経営者は、社会的信望が篤く、旅客に安全、清潔、快適な宿泊を提供することによって観光事業の推進に寄与し、協会の趣旨目的に理解と熱意をもって接し、その運営に協力を惜しまない者であること。

第2条 新規開業の旅館業については、営業許可の取得をもって選考の対象とする。会員施設が新規に旅館やホテル及び簡易宿所を開業した場合（買収含む）も同様とする。会員施設を会員でないものが譲り受けて営業する場合もこれに準ずる。

第3条 会員は、日本及び地域固有の文化の継承と活用を行い、観光立国の推進に寄与すること。

### 第2章 接客サービス

第4条 会員は、施設の規模に応じた適正な接客従業員を配置し、親切丁寧なサービスの提供に努め、快適な旅行環境を整備し、外国人旅客を含むすべての旅客に充分満足を与えること。また、旅客個々の価値観、文化や地域慣習等の多様性に配慮し、価値観の押し付けによる差別や排除を行わないこと。

第5条 旅客から収受する宿泊料金、諸税等をフロントまたはウェブサイト等に公示し、その公示は良心的な内容及び表現であること。また、法令に定めのある宿泊約款を整備するとともに、日本旅館協会会員の証である会員証を表示すること。

### 第3章 施設要件

第6条 施設、設備及び調度品は、常に十分な管理のもとに補修が行き届き、清潔でかつ快適性が保持されていること。

2 客室に関する基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 一客室の床面積は9平方メートル以上であること。ただし、本規程改正前に定められた基準外客室においては、なお従前の例による。

(2) 客室は床の間または床の間に代わるデザイン的な造作を有し、次の間または踏込みが有ること。ただし、洋室については本規定を除くことができる。

(3) 内外からの施錠装置が有ること。

- (4) 客室外に連絡可能な通信設備が有ること。
- (5) 空調、換気、採光が充分であること。
- (6) 外光線の入る部分には、遮光設備が有ること。
- (7) 調度品が整っていること。
- 3 館内入口の近くに、宿泊客と対応するに適したフロント設備を整備すること。ただし、厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる顔認証など本人確認機能を持ったICT設備）を、玄関帳場に代替する機能として認める。
- 4 旅客にとって利便性の高い場所に、適当な広さのロビー（区切られた空間に恒常的に椅子を配するなどした、応接あるいは休息のための設備）が有ること。
- 5 浴室に関する基準は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 浴室及び脱衣室は、個別または男女の区別があること。
  - (2) 浴室には、温水と冷水両用の水栓が有ること。
  - (3) 浴槽は、定員相応の広さを有するものであること。ただし、客室に浴室を設備してある場合は、この限りでない。
- 6 トイレ及び洗面所に関する基準は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 客室の有る階ごとに設けてあること。ただし、全客室にトイレ及び洗面所を設置している階についてはこの限りでない。
  - (2) トイレは、入口から個別または男女別になっていること。
  - (3) トイレは、水洗式で、防虫、防臭の設備が有ること。
  - (4) 手洗い設備を完備していること。
- 7 貴重品の預かり設備を完備していること。

第7条 地域、その他建築構造等の関係で、前条の条件を充足することが不可能であることを認められた場合には、支部連合会の長は、その特殊事情を文書で本部に提出すること。

第8条 消防法第8条の2の2及び第8条の2の3に基づく「防火対象物定期点検報告制度」の対象施設である場合は、定期点検報告を励行していること。

- 2 食品衛生法第51条に基づく「飲食店営業」の対象施設である場合は都道府県知事等が定める施設基準に適合していること。
- 3 施設及び設備の管理等については旅館業法、旅館業法施行令、旅館業における衛生等管理要領のほか、各種関係法令を遵守していること。

#### 第4章 賠償責任保険

第9条 会員は、旅館賠償責任保険に加入し、施設の規模に応じ万一の事故の場合に充分補償できる体制でなければならない。

#### 第5章 雑則

第10条 本規程の制定及び改訂は理事会の議を経て決定するものとする。

- 2 本規程に関する細則及び解釈、運用上の留意事項に関しては、正副会長会の議を経て内規に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程の制定・改訂は理事会の議を経て決定するものとする。
- 2 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 14 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 1 日から適用する。